

# 町のにぎわい創出に係る調査支援業務プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務名称 町のにぎわい創出に係る調査支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務場所 幸田町内
- (4) 契約上限額 3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 業務目的

本業務は、幸田町における関係人口・交流人口の拡大を目的に、にぎわい創出に向けた可能性について調査を実施するものである。

総合計画で掲げる「未来につなぐ活力ある緑住文化都市」の実現に資するために、幸田町の現状及び今後の可能性を客観的・定量的な分析により整理し、様々な政策分野における企画立案等に活用するための基礎データとして活用することを想定する。近年幸田町においては、国道23号名豊道路が全線開通するなど、町をとりまく環境が大きく変化していることから、町内外の人の来訪、滞在、回遊等の実態を把握し、まちの変化から既存施策への影響を読み取り、今後の施策検討の判断材料として提供することを目的とする。

また、本業務ではデータ収集及び整理に留まらず、データを活用したEBPMの活用によるまちづくりのモデルケースを示すため、一部施策において効果検証におけるデータ活用の有効性の実証を行う。

## 3 業務内容

### (1) 既存施策に関する効果の検証等

- ・ 幸田町が実施している、又は実施を検討している各種施策について、客観的かつ定量的な分析を通じた施策効果の検証等の支援を行うこと。
- ・ 検証を行う施策は採択後に協議の上決定していくため、提案時は自由に設定可能である。
- ・ 施策効果の検証にあたっては必要に応じて現状分析や課題整理を行うこと。
- ・ 既存の実績データや関係部署へのヒアリング結果等を補完する形で、施策評価に資する視点や指標を整理すること。
- ・ 分析及び整理にあたっては、事業（又は施設）単体の効果にとどまらず、町の基盤的要素（公共サービス、交通、エネルギー等）と生活者の行動や選択との関係性を意識した視点を取り入れる。

### (2) 導入機能等の提案

- ・ 幸田町における関係人口・交流人口の拡大に向けた機能の整理・提案を行うこと。不足機能の充足や既存機能の改善など、提案の視点は問わない。
- ・ 提案機能の分野（例：歴史、文化、スポーツ、教育、福祉、商業、観光、産業等）に指定なく、一般化可能な施設の類型、立地特性、規模感等と人の動きとの関係性について考察を行う。
- ・ 提案にあたっては、第三者にも理解しやすい図表等を用いた整理を行うこと。

### (3) 施策検討に向けた仮説整理

- ・ 前（１）、（２）を踏まえ、次の事項について整理し、仮説として提示をすること。
  - ア 幸田町における関係人口・交流人口創出の方向性
  - イ 人の動きの観点ら見た施策展開の考え方
  - ウ 今後検討が想定される施策テーマの例示
- ・ 今回の整理・検討結果は、将来的な施策検討に資する基礎的な検討材料とするため、継続的検討や段階的な施策展開につながる可能についても予算化にこだわらず整理する。

#### 4 成果物

- ・ 業務結果を取りまとめた報告書（紙媒体及び電子データ） 一式
- ・ 町内検討や説明等に活用可能な図表・地図等の資料（紙媒体及び電子データ） 一式

#### 5 参加資格

提案参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

なお、参加資格判定結果に対する問合せには応じない。

- （１）幸田町における競争入札参加資格を有していること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- （３）参加意思表明書提出期日において、幸田町及び他地方公共団体から公共工事等の入札参加者に係る指名停止規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- （５）参加意思表明書提出期日から過去５年以内に、地方公共団体において類似業務の実績を２件以上有することが望ましい。

#### 6 参加受付

##### （１）受付期間

令和８年５月１８日（月）～ 令和８年５月２５日（月）午後５時（時間厳守）

※ 土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで

##### （２）提出書類

- ア 参加意思表明書（様式１）
- イ 会社概要書（様式２）
- ウ 配置予定者（担当技術者等）の実績等（様式３）

##### （３）提出先

幸田町企画部企業立地課立地推進グループ（幸田町スタートアップ研究所）に持参又は郵送すること（郵送の場合は、受付期日必着）。

##### （４）その他

参加意思表明書を提出した場合であっても、提案書を提出しないことができる。

#### 7 質問の受付及び回答

- （１）本業務に関する質問ができる者は、参加意思表明書の提出があった事業者とする。

- (2) 本業務に関する質問をする場合は、質問書（様式4）に記入し、5月25日（月）午後5時（時間厳守）までに電子メールで行うこと。
- ・ 質問先の電子メールアドレス companylocation@town.kota.lg.jp
  - ・ メール表題 「事業者名【町のにぎわい創出に係る調査支援業務】質問書」
- (3) 電話での質問は、応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問合せをする。
- (4) 質問事項の回答は、令和8年5月28日（木）までに随時、全提案者に電子メールで通知する。

## 8 提案内容

本業務に係る次の事項を提案すること。

- (1) 本業務の取組方針
- (2) 本業務の内容・手順等についての具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 実施スケジュール
- (5) 関連実績

## 9 提案書等の提出

次のとおり書類を提出すること。なお、提案書は、3に示す事項を盛り込み、ファイルにまとめて提出すること（製本はしないこと）。

### (1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）……正本（要押印）1通、副本（押印不要）7通提出

A4判横書き片面印刷とし、表紙を含めて15ページ程度とすること。

イ 見積書（任意様式）……7通提出

### (2) 受付期間

令和8年5月25日（月）～ 令和8年6月1日（月）午後 時（時間厳守）

※土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

### (3) 提出先

幸田町企画部企業立地課立地推進グループ（幸田町スタートアップ研究所）に持参又は郵送すること（郵送の場合は、当日必着）。

## 10 提案書提出後の確認

提案書記載内容の確認について

提案者は、提出された提案書等の内容について本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

## 11 契約候補者の決定等

- (1) 本業務は、町のにぎわい創出に係る調査支援業務プロポーザル審査会において、提案書及び費用を含めた総合的な審査を行い、順位付けをした上で最上位の者を優先交渉権者とする。
- (2) 審査委員会において決定された提案者の順位については、自己の結果のみを各提案者に文

書、又は電子メールで通知する。

(3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。

## 1.2 契約候補者の決定時期

令和8年6月中旬頃を予定

## 1.3 契約の締結等

(1) 本業務の契約については、契約候補者と締結する。

(2) 契約締結時期は、令和8年6月中旬頃の予定である。

(3) 契約候補者が辞退又は特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、提案者のうち、11で付けた順位が上位の者から順に契約交渉をする。

## 1.4 その他留意事項

(1) 提案書の文言の表記については、可能な限り分かりやすく平易な表現とすること。

(2) 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、参加資格を失う。

(3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 本町に提出された提出書類は、返却しない。

(5) 本町に提出された提出書類は、事業者の選定以外に提案者に無断で使用しないこととする。

(6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本町が差替えを求めた場合を除く。

(7) 本町から貸与又は供与された情報は、本業務への提案以外に使用しないこと。また、本町から配布又は貸与された資料等の情報は、全て返却し、複製した情報は、全て消去し、消去証明を提出すること。

(8) 本業務で用いるデータは個人情報や少人数の秘匿処理を行う等、個人情報やプライバシーに配慮した取得と提供を行うこと。

(9) 事業を円滑に運営するための体制に加え、事業を計画的・効果的に推進するための体制を確保すること。

(10) 本要綱に定めのない事項又は実施要領について疑義の生じた事項については、幸田町と受託者が協議して定めるものとする。

(11) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産を侵害していないこと保証すること。

(12) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が、漏洩することの無いよう、情報の管理に万全の措置を講ずること。

(13) 本業務の成果物は、委託者が実施する関連施策の進行状況を踏まえ、委託者が必要と認めた場合には、中間成果物として、その都度提出を求めることができるものとする。

(14) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に書面にて報告し、幸田町の承諾を得なければならない。

## 1.5 提出先・問合せ先

幸田町企画部企業立地課立地推進グループ（幸田町スタートアップ研究所） 伊藤

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話：0564-62-5100 e-mail: companylocation@town.kota.lg.jp